



くれ

844号

2018年 9月 11日
郵政産業労働者ユニオン
呉支部発行



←中国地本HPへ
PC・スマホ等からこの
情報が閲覧可！



メールはこちら

安全最優先なのか？



【呉市天応の悲惨な現状】

管理者の横暴！！ 特別休を時間休で処理

広郵便部長の違法行為

前号で、豪雨災害の際に、特別休暇の対象事案を有休処理している事例がある事を指摘したが、広局でもこうした事案が発生していた。

車通勤している社員が、通常使っているのみならず、う回路も土砂のために通行止めになっていたため、まずは電話で出勤が困難であることを報告した。当然特別休暇の対象となる事情である。ところが、後日、この遅れが時間休で

処理されていた事が判明した。本人は時間休を請求していないにも関わらず、郵便部長が勝手に時間休で処理していたのだ。

本来特休のところを時間休で、しかも本人の請求行為がないのに行つたのは、二重の間違い、コンプライアンス違反である。どのような判断で、こうした事を行つたのか、聞いてみたいものだ。このような人が部長と言う要職に就くと、みんなが不幸になる。コンプラの意識が低いのか、単なる無知なのか、退場して欲しいものだ。

被災と紙一重だった、天応西条

7月の豪雨災害では、天応の西条地区が未曾有の被害を受けた。川沿いの住宅地を流れる大屋川の橋脚に上流から流された木々がせき止められ、川の水が並行して走る県道66号を乗り越えて住宅を飲み込んだ。各家の1階は、大量の土砂で埋まり、これを掻き出す作業が今も続いている。住める状態に回復するまでには、なお時間を要するだろうが、被災者の心境はどのようなものであろう。

この日2集の作業指示は「重要信」の配達。早朝から雨が降り続けている事を考えれば、ペースが相応落ちる事は明白で、妥当な指示だろう。重要信か否かの判断基準は、これまでの経験で、職員の意識は同じである。

今年の夏は、記録的な猛暑でありながら、よく雨が降る。天気予報は一日中雨。乾ききっていない合羽を着るのは、気が重い。出発してみるとやはり雨。「バケツをひっくり返したような」という表現があるが、そこまで酷くはないにしても、おそらく一日止むことが事はないであろうと言う事は経験で分かる。

途中の街の景色、西条の風景もいつもと変わった様子はない。馬力をかけて早めに終わらせて局に帰ろう。午後2時携帯がなる。局からだ。合羽を着ていると取り出すのがもどかしい。やつとのこと、通話のボ

タンを押す。直ぐに帰局せよとの指示だった。ほっとする。残りの郵便はどうするのか気になるのが：

大雨の時の二河川は濁流がゴウゴウと音を立てて流れる。水位は道路まであと30センチまで上がり、三条等の流域に真っ先に避難指示が出された。翌週には上山手橋近くの住民からの異臭がするとの通報を受けて、警察が調べると、橋脚に死体がかかっていたそう。

間もなく他の地区の担当者も帰ってくる。みんな放心状態だが、この時点で

は大規模土砂災害の発生は予測できない。何とか無事に終了と思

「バイクでは危険なので一緒に四輪で行きましよう」と言われホッとす

この時点では不明だが、夕方には焼山と天応を結ぶ県道 66 号線は、あちこちで土砂崩れが起きて

運よく流されなくても、前にも進めず、バックも出来ず、一夜を車中で過ごすことになったと TV のインタビューに

そして夜が明けると、ニュースで報じられる西条地区の無残な光景が目

飛び込んできた。66号線にあふれた土砂は、国道31号線に流れていき、西条から東（呉方面）に国道31号線を数十メートルの

この日の夜勤の仕事は死亡事故と紙一重だったのだ。助かったのは幸運だったに過ぎない。

広島では、部長が逃げた

広島市では、安佐北区と安芸区矢野で甚大な被害が発生したのは周知のとおり。

ところが、最初避難指示が出されたのは6日夕方

けていて、帰局の指示は出されなかった。広島市は広くて人口も多いので配達局もいくつもあるが、局で指示の身に違いがあつたという。

部長は避難指示が出されていた時間帯に職場に居なかつたそうだ。逃げたと見えるが、そうではない。

率先して避難したのであらう。

荷物の受託者に対して

6日の呉局での配達を中止しての帰局の指示は、あくまで社員に対してのものだった。荷物の配達の大半を請け負っている受託者に対しては、何の指示もなく、夜間指定まで普段通り配達を続けたと言う。

の事である。日本郵便と受託者が交わしている委託契約では、当日交付された担当地域の荷物については、時間帯の順守を含めて当日中に配達を完了せねばならず、もし、破損・遅延させた場合は、会社は受託者に損害賠償を請求できることになつている。

「災害その他受託者の責任に帰したい場合」は、損賠の対象外になつているが、その判断は、後日になるのだから、今回の様に災害が予測される場合は、配達

完了して幾ら、という契約になつている事もあつて、ついつい無理をしてしまつた。

対等な契約とはいへ、会社の方が業務を委託する有利な立場なのだから、受託者の安全にも責任を負うべきだ。

総括すれば、まず避難

社員の自宅の断水を含めて、色々な意味で水攻撃に悩まされた1週間だった。これ程の災害の中を郵便・荷物が止まる事が無かつたのは、局間輸送を含めて災害時の対応のノウハウが蓄積されている、という事だろう。

今災害では、避難指示・勧告が出されていたにも係らず、避難せずに災害に巻き込まれた人たちが多くいたとメディアは報じている。

就業規則の違い

社員就業規則第68条では、社員が自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く）を行う場合、1年度において5日の範囲内で、その都度所属長において必要と認める期間も特別休暇の基準となつている。

いられない。改善すべきだ。

まとめ

今災害への対応は、局によつてマチマチだったが、比較的素早かつたと言え

その結果、郵便が遅延する事になつて、責任を問われたら、徹底的に争おう。

今後の予定
● 9月11日(火) 17:00~ 第7回定期全国大会 南部労政会館
● 9月30日(日) 9:30~ 地本執行委員会 共同事務所